

広島市保健所 分室 窓口移転のお知らせ

佐伯区 地域版

- ・令和7年4月1日から、各区保健所分室の窓口は、広島市保健所（中区富士見町）に統合しました。
- ・分室の窓口移転後は、臨時受付窓口を開設します。
- ・まずは、お電話でご相談ください。（問い合わせ先は裏面を参照）

令和7年度 佐伯区 臨時受付窓口 日程表

10:00～14:00（水質検査の受付 10:00～12:00）※会場は佐伯区役所1階 相談室（当日設営）

臨時受付窓口では書類を提出していただき、後日、必要に応じて、保健所職員から電話等で確認を行います。

4月	5月	6月	7月	8月	9月
7日(月)、16日(水)	7日(水)、21日(水)	4日(水)、18日(水)	2日(水)、16日(水)	5日(火)、20日(水)	3日(水)、17日(水)
10月	11月	12月	1月	2月	3月
1日(水)、15日(水)	5日(水)、19日(水)	3日(水)、17日(水)	7日(水)、21日(水)	4日(水)、18日(水)	4日(水)、18日(水)

【広島市保健所のご案内】 〒730-0043 広島市中区富士見町 11 番 27 号 1 階

〈車 の場合〉**駐車場あり** 台数に限りがあります

〈バス の場合〉【広島駅から】50 番アルパーク行き「保健所東」下車

【バスセンター、八丁堀から】23 番大学病院行き「保健所前」下車



◎分室窓口移転後の相談先

	区分	項目	手続きの方法	相談先
食 品	お祭りの 出店 (別紙1)	イベントやお祭り で食品を調理、 販売する手続き を知りたい	(1) まずは、電話・FAX 等で相談して ください。 (2) おおむね 10 日前までに、「臨時店 舗の出店に伴う食品取扱届」を保 健所に提出してください。 (臨時窓口または保健所窓口、郵送、 FAX、メール、市の電子申請) (3) 連絡先、担当者を明記してください。	広島市保健所 食品指導課 Tel 241-7404 Fax 241-2567 メール shokuhin- s@city.hiroshim a.lg.jp
	食品の衛生	食品の衛生的な 取り扱いの相談 がしたい	具体的な内容を電話、FAX、メールで 送付し、相談してください。	
	井戸水の 検査 (別紙2)	家庭や事業所の 飲用に使用する 井戸水等検査の 手続きを知りたい 有 料	(1) 専用容器を取りに来てください ・中区、東区、南区、西区の方は、 食品衛生協会検査センターで お渡しします。 ・ <u>安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯 区</u> の方は、 <u>区政調整課</u> でお渡し しています。 (2) 採水した容器を提出してください。 ・臨時受付窓口 予約不要 (窓口開設日の 10:00～12:00) ・食品衛生協会検査センター (月～金 9:00～15:00)	(一社)広島市食品衛 生協会 食品検査セ ンター (中区富士見町 11-27 2 階) Tel 542-8838 Fax 249-2466 メール kensacenter- info@cure.ocn.n e.jp
環 境	ハチ防護服 (別紙3)	ハチ駆除の防護 服を借りたい	貸出場所等については、お問い合わせ ください。	広島市保健所 環境衛生課 環境衛生係 Tel 241-7408 Fax 241-2567 メール kankyoeisei@cit y.hiroshima.lg.jp
	住まいの 衛生	衛生害虫の相 談、飲料水の衛 生の相談がした い	(ハチの駆除の場合) (1) 公共場所の場合は、管理する担当 部署に相談してください。 (2) 私有地の場合は、駆除業者に依頼 (有料)又は土地所有者が駆除して ください。	
	お墓	市営墓地、改葬 許可(お墓を移 すなど)の手続 きを知りたい	電話等で相談してください。	広島市保健所 環境衛生課 管理係 Tel 241-7451 (Fax/メールは上記と 同じ)

窓口の移転に関するお問い合わせ先

広島市保健所 食品保健課 Tel 082-241-7434

